

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（概要）について

平成19年5月
農林水産省

I 趣旨

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画に係る制度を創設するとともに、当該計画の実施のための交付金を交付する措置等を講ずる。

II 法律の内容

(1) 基本方針の策定

国は、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を定める。
(第4条関係)

(2) 活性化計画の作成

都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、計画の区域、計画の目標、当該目標を達成するために実施する次に掲げる事業、計画期間その他の事項を定めた活性化計画を作成することができる。
(第5条関係)

- ① 農林漁業の振興のための生産基盤及び施設の整備に関する事業
- ② 生活環境施設の整備に関する事業
- ③ 地域間交流のための施設の整備に関する事業

(3) 交付金の交付

国は活性化計画を作成した都道府県又は市町村に対し、事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
(第6条関係)

(4) 所有権移転等促進計画の作成

- ① 市町村は、活性化計画に定める定住等及び地域間交流を促進するために必要な施設（農林水産物の加工販売施設、農林漁業体験施設等）の円滑な整備の促進を図るため必要があるときは、関係権利者全員の同意の下、農業委員会の決定を経て、農林地等に係る所有権移転等促進計画を定める。
- ② 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならないものとする。

(主な要件)

- イ 農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められること。
- ロ 周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められていること。
- ハ 農地転用のための所有権の移転等については、農地法に基づく転用許可基準に該当すること。
(この場合は、都道府県知事の承認を受けなければならないこととする。)

- ③ 所有権移転等促進計画の公告があったときは、当事者間の契約によることなく、計画に従って所有権の移転等その効果が生じる（民法、不動産登記法の特例。その場合、農地法上の転用手続は円滑化するが、転用許可基準には変更なし。)

(第7条～第10条関係)

(5) 市民農園整備促進法に基づく手続の円滑化

活性化計画にその実施する市民農園の整備に関する事業が記載された農林漁業団体等は、市民農園整備促進法に基づく市民農園開設の認定申請に関し、簡略化された手続によることができる。(第11条関係)

III 施行期日

公布の日（平成19年5月16日）から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日。